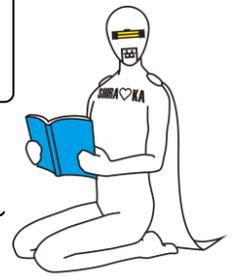




# 自立支援教育訓練給付金



～ひとり親家庭の自立の促進を図るため、  
就業に必要な資格取得等のための給付金を支給します。～

## ■ 自立支援教育訓練給付金とは

ひとり親家庭の父母が、就業に結びつきやすい知識や技能を身につけるため、雇用保険制度で定める指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講するために支払った費用の一部を助成するものです。

## ■ 制度を利用できる方は

市内に住所があるひとり親家庭の母又は父で、①～④の全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 20歳未満の児童を養育している方
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ③ 就職やキャリアアップのために、教育訓練を受けることが必要と認められる方
- ④ 過去に同じ給付金を受けたことがない方

※受講を開始する前に相談が必要です。

## ■ 対象となる講座は

雇用保険法による教育訓練給付金の指定教育訓練講座です。

(例) 医療事務、介護福祉士、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等

\*対象講座の一覧は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」をご覧くださいか、お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

「厚生労働大臣指定  
教育訓練講座検索システム」



「ハローワーク春日部」



白岡市から最寄りのハローワーク ハローワーク春日部  
〒344-0062  
春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3階  
代表電話 048-615-9225

## ■ 支給額は

入学金、授業料を対象に次のとおり支給します。

\*入学金算出された額が1万2,001円以上の場合に支給対象となります。

\*雇用保険制度の教育訓練給付金をハローワークから受給できる場合は、差額分を支給します。

### ●経費に含まれるもの

入学科、受講料（受講に際して支払った受講費、授業料、教科書代、教材費）

## ●経費に含まれないもの

検定試験の受講料、受講に当たり必ずしも必要とされない補助教材、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材施設設備費など

	雇用保険なしの方		雇用保険ありの方		上限額
	支給割合	支給時期	支給割合	支給時期	
一般／特定一般教育訓練講座	60%	受講修了後	60%から雇用保険支給割合を除く	受講修了し、雇用保険からの給付額確定後	20万円
専門実践教育訓練講座	60%	受講開始後、6か月ごと(☆)	60%から雇用保険支給割合を除く	受講修了し、雇用保険からの給付額確定後(追加給付なし)	40万円×修学年数(最大160万円)
修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合	25% 『追加支給』	受講修了し、資格取得・就職等した後	85%から雇用保険支給割合を除く	受講修了し、雇用保険からの給付額確定後(追加給付含む)	60万円×修学年数(最大240万円) ※給付済の額は除く

☆養成機関で6か月ごとに受講証明書及び領収書が発行される場合のみ。

※修業年数の算定に当たり、1年に満たない月数は1年とします。(例：1年6か月⇒2年)

## ■ 手続きの流れ

### 1 事前相談「要予約」

- ・受講申し込み前にこども保育課で事前相談が必要です。
- ・受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象の講座であるか、ご自身に教育訓練給付金の受給資格があるか確認してください。
- ・生活、就労状況、受講の必要性などを伺いながら「事前相談シート」を作成します。

#### 【事前相談に必要なもの】

- 希望する講座の受講料やカリキュラムなど内容が分かるもの（パンフレット等）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで発行）  
※雇用保険加入歴がない方は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（ハローワークで発行）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

### 2 対象講座指定申請（受講開始前）

- ・講座の受講開始前に、次の書類等をそろえて対象講座の指定申請を行ってください。

#### 【指定申請に必要なもの】

- 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第1号）
- 申請者及び児童（20歳未満）戸籍謄本又は抄本（※）
- 世帯全員の住民票（※）
- 講座の受講料やカリキュラムなど内容が分かるもの（パンフレット等）
- 申請者及び住所地の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）  
※公募等で確認できる場合は省略できる場合があります。

※提出された申請書類を審査し「講座指定通知書」若しくは「講座指定非該当通知書」を送付します。

指定通知書は大切に保管してください。

## ■ 支給申請（受給中又は講座修了後）

支給申請は次の書類をそろえて行ってください。

申請時期は、訓練種別、雇用保険の有無によって異なりますので表を確認してください。

	雇用保険なしの方	雇用保険ありの方
一般教育訓練講座を受講している方	講座修了から30日以内	
特定一般教育訓練講座を受講している方	講座修了から30日以内	ハローワークからの給付金が確定してから30日以内 ※確定時期は就労状況により異なります。
専門実践教育訓練講座を受講している方	受講開始後、6か月ごと ※以降も6か月ごとに申請が必要です。	ハローワークからの給付金が確定してから30日以内 ※確定時期は就労状況により異なります。

### 【指定申請に必要なもの】

- 指定講座の卒業証明書・修了証明書（6か月ごとの支給申請の場合は受講証明書）
- 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- 白岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書（原本）
- 通帳・キャッシュカード等（申請者名義の振込先口座が分かるもの）
- 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（ハローワークの教育訓練を受給された方）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※支給申請時点で市外に住所を異動している場合や児童が20歳を超えている場合、ひとり親家庭でなくなった場合には支給が受けられませんのでご注意ください。

## ■ 追加支給申請（受講修了後、1年以内に資格取得し就職等した場合）

専門実践教育訓練講座を修了した方は、受講修了後の1年以内に資格を取得し、就職等をした場合に追加支給の対象となります。

## ■ その他届け出が必要な場合

次の場合は、速やかに届け出てください。

- 支給要件を満たさなくなったとき
  - \*ひとり親家庭でなくなった（事実婚を含む）
  - \*市外へ転出した
  - \*子を扶養しなくなった
- 受講前又は受講途中に、受講することができなくなったとき
- 転居したとき

お問い合わせ

白岡市保健福祉総合センター（はびすしらおか1階）

担 当 白岡市健康福祉部こども保育課こども給付担当

電 話 0480-31-9096

E-Mail [hoiku@city.shiraoka.lg.jp](mailto:hoiku@city.shiraoka.lg.jp)